

# 公 告

令和7年度「奈良公園ぐるっとバス」の運行について、次のとおり事業者の募集を行いますので、公告します。

令和7年1月22日

奈良中心市街地公共交通活性化協議会  
(奈良市長) 仲川 元庸

## 1. 業務概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 業務名   | ・ 令和7年度「奈良公園ぐるっとバス」運行準備業務<br>・ 令和7年度「奈良公園ぐるっとバス」運行業務                         |
| (2) 業務場所  | 奈良中心市街地  |
| (3) 業務内容  | 令和7年度「奈良公園ぐるっとバス」運行事業者募集要項及び業務説明書による   |
| (4) 提案上限額 | 金48,937,000円(消費税及び地方消費税含む)   |
| (5) 履行期間  | ・ 運行準備業務 契約締結日から<br>令和7年3月31日(月)まで<br>・ 運行業務 令和7年4月1日(火)から<br>令和8年3月31日(火)まで |
| (6) 前払金   | 請求不可   |
| (7) 部分払い  | 請求可  |

## 2. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者がこの募集に参加できます。

- (1) 道路運送法第3条第1項イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業者として同法第4条の規定による国土交通大臣の許可を有すること。
- (2) 平成27年1月1日以降、公告日までに完了した道路運送法第3条第1項イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の受注実績があること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。

### 3. 暴力団排除条例に伴う留意事項

本業務の契約締結後、受注者が次のいずれかに該当すると認められるときは契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は違約金支払義務が生じます。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) (2)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）において、奈良中心市街地公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を協議会に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

### 4. 第三者への業務の委託

- (1) 業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分について第三者に委託することは認めません。
- (2) 業務の一部を第三者に委託しようとするときは「委託承諾申請書」を協議会に提出し、承諾を受けてください。

### 5. 手続き等

#### (1) 担当窓口

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良中心市街地公共交通活性化協議会事務局

（奈良県観光局奈良公園室奈良公園整備係（奈良県本庁舎4階））

TEL：0742-27-8036(直通)

E-mail: nara-park@office.pref.nara.lg.jp

## (2) 質問及び回答

募集に関する質問及び回答は、次に掲げる方法で行うこととします。

- ①質問の提出様式 任意の書式とします。
- ②質問書受付期限 令和7年1月29日(水)の正午まで
- ③提出先 (1)の担当窓口
- ④提出方法 E-mailで提出のうえ、電話にて受信を確認してください。なお、応募希望者のうち、質問がない方で他者の質問の回答が必要な場合は、受信先をE-mailで連絡し、電話にて受信を確認してください。
- ⑤質問書の回答 受付期限内に、連絡があった全ての方に令和7年2月3日(月)頃に質問及び回答をE-mailで送信します。

## (3) 応募提案書の提出

参加を希望される場合は応募提案書を提出して下さい。応募提案書の提出は、次に掲げる方法で行うこととします。

- ①提出書類 様式1 応募提案書  
様式2-1 業務の実施方針に関する提案  
様式2-2 運行に関する提案  
様式2-3 利用者の増加につながる提案  
様式3 提案価格
- ②提出期限 令和7年2月12日(水)の正午まで
- ③提出先 (1)の担当窓口
- ④提出部数 原本1部
- ⑤提出方法 応募提案書は1案のみとし、期限までに郵送又は持参で提出してください。電子メールでの提出は受理できません。

なお、提案にあたり過年度運行実績等を確認されたい場合は、協議会 HP (<http://www.pref.nara.jp/17539.htm>) を参照してください。

## (4) 応募提案書の取扱い

提出された応募提案書の取扱いは以下のとおりとします。

- ① 提出された応募提案書の差し替え又は再提出は認めません。
- ② 応募提案書の提出後において、応募提案書に記載された内容の変更は認めません。
- ③ 提出された応募提案書は、応募者の許可を得なければ公表しません。
- ④ 応募提案書作成のため協議会が提供した資料は、協議会の了承なく公表・使用することはできません。
- ⑤ 提出された応募提案書は複製を作成する場合があります。

## (5) 事業者の選定

応募提案書等の審査は、令和7年度「奈良公園ぐるっとバス」運行事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)により、別紙評価基準に基づいて採点を行うものとします。選定委員会の各委員の採点結果を合計した点数を応募者の得点とし、最も合計得点の高い1事業者を事業者として選定します。また、応募者が1者のみの場合等については、選定委員会において選定に足りうる提案かどうか審査するものとします。

ただし、合計得点が配点の6割に満たない場合は事業者として選定しません。  
また、提案上限額を越えている場合は事業者として選定しません。  
なお、審査は非公開とします。

(6) ヒアリングの実施

評価の参考とするためヒアリングを実施します。なお、ヒアリング実施の概要は以下のとおりです。詳細は追って連絡します。

- ① 日時 令和7年2月17日(月)(予定)
- ② 場所 奈良市内
- ③ 出席者 担当者(3名を限度)
- ④ 時間 30分程度

(7) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年2月20日(木)頃までに、応募者全員に通知します。

6. 失格事由

次のいずれかに該当した応募者は失格とします。

- ① 「2. 参加資格」を満たさない者
- ② 応募提案書に虚偽の記載をした者
- ③ その他、選定委員会による協議の結果、事業者として適当でないと判断をした者

7. 契約の締結

別添契約書により、選定委員会で選定された応募者と令和7年2月20日(木)頃に契約を締結します。また、契約時には契約書の内訳明細書の添付が必要となります。

8. その他

- (1) 各種書類において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時とします。
- (2) 応募者には、参加報酬を支払いません。
- (3) 応募に要した費用は、全て応募者の負担とします。

以上